

倉敷市通学路交通安全プログラム

～子供の移動経路の安全確保に関する取組の方針～

令和4年3月

倉敷市通学路交通安全推進会議

1. 本プログラムの目的

平成24年に全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを契機に、倉敷市では教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が協働して、小学校の通学路を対象とした緊急合同点検を実施しました。

このような中、平成25年12月6日付け3省庁（文部科学省、国土交通省、警察庁）連名通知「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」により、継続的な通学路の安全確保に関する取組を推進していくために必要と考える基本的な進め方が示されました。

これを受けて、本市では平成27年に「倉敷市通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関の連携体制を構築するとともに、定期的に合同点検を実施して通学路の安全確保に努めてきました。

しかしながら、令和元年5月に保育園の園外保育中に数名の園児が亡くなるという痛ましい交通死亡事故が発生しました。令和元年6月18日には「未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保について」（国道国技第37号、国道環安第29号）を発出し、これに基づく緊急合同点検等を実施し、交通安全対策を進めるとともに、未就学児を含めた子供の移動経路における交通安全の確保に向けた効果的かつ効果的な取組を継続的に推進していくことが必要となりました。

これまで小学校の通学路を対象としてきた本プログラムを改定し、令和3年度より「小学校の通学路」に「未就学児が日常的に集団で移動する経路」を併せて取扱うことにしました。

さらに、令和3年6月には下校中の児童の列にトラックが突っ込み、死傷者が出るという痛ましい事故が発生し、関係部署とのさらなる連携の強化を図ることとしました。令和3年10月19日付の事務連絡「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検について」（文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）によって、令和4年度からは「小学校の通学路」及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路」に「放課後児童クラブの来所・帰宅経路」も併せて「子供の移動経路」と総括して取扱うことで、交通安全の確保に向けてより一層の推進を図りながら継続的に取り組むこととします。

2. 倉敷市通学路交通安全推進会議の設置

通学路の効果的かつ効果的な安全確保のため、以下の組織による「倉敷市通学路交通安全推進会議」を設置し、関係部署の連携強化を図るとともに、円滑な対策の検討及び実施に取り組みます。

【倉敷市通学路交通安全推進会議】

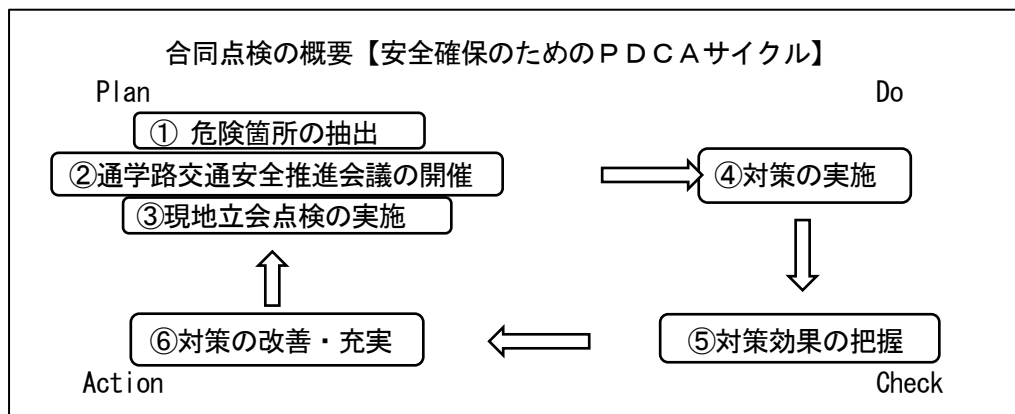
区 分	組 織	役 割
道路管理者	・ 倉敷市土木部道路管理課 ・ 倉敷市土木部街路課 ・ 倉敷市土木部土木課 ・ 倉敷市各支所建設課 ・ 備中県民局建設部維持補修課 ・ 岡山国道事務所	所管道路における安全施設整備等に関すること
交通管理者	・ 倉敷警察署交通第一課 ・ 水島警察署交通課 ・ 児島警察署交通課 ・ 玉島警察署交通課	所管道路における交通規制に関すること 指導・取締りに関すること
交通安全普及関係者	・ 倉敷市市民生活部生活安全課 ・ 倉敷市各支所総務課等	交通安全の普及・啓発に関すること 地域交通安全の推進に関すること
学校園関係者	・ 倉敷市教育委員会保健体育課 ・ 子ども未来部保育・幼稚園課 ・ 子ども未来部子育て支援課	各関係機関との連絡調整に関すること（関係者会議の開催も含む） 学校園及び放課後児童クラブとの連絡調整、要望集約に関すること 子供の移動経路・交通安全教育に関すること

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に子供の移動経路の安全を確保するため、年に1回、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、子供の移動経路の安全性の向上を図ることとします。



(2) 合同点検の詳細

①危険箇所の抽出（学校園等による子供の移動経路の安全点検）

- ・市内の小学校及び幼稚園、認定こども園及び保育所や放課後児童クラブ等による子供の移動経路の安全点検を行います。
- ・実施時期は、概ね6月とします。
- ・当該学校園等の教職員、放課後児童クラブの職員、保護者、地域関係者により安全点検を実施し、危険と思われる箇所を抽出し、教育委員会保健体育課及び子ども未来部保育・幼稚園課、子育て支援課へ報告します。

②通学路交通安全推進会議の開催（以下、「推進会議」という。）

- ・推進会議を組織する部署及びその所管下にある部署（学校園等）から抽出された危険箇所について、対策の可否や具体的な対策内容について協議します。
- ・実施時期は、概ね7月とします。
- ・推進会議は、教育委員会保健体育課が主催します。また、教育委員会保健体育課及び子ども未来部保育・幼稚園課、子育て支援課は、各学校園等から報告のあった危険箇所の詳細資料を作成し、推進会議までに関係部署へ提供します。
- ・関係部署は、教育委員会保健体育課及び子ども未来部保育・幼稚園課、子育て支援課から提供された詳細資料をもとに安全対策の方向性を検討し、推進会議にて報告します。
- ・推進会議では、抽出された危険箇所について協議するとともに、現地立会点検が必要な箇所や要望主旨の確認が必要な箇所等について抽出し、後日、現地立会点検を実施します。

③現地立会点検の実施

- ・現地立会点検が必要な箇所について、関係部署ならびに当該学校園等の教職員、保護者、地域関係者等が参加する現地点検を行い、安全対策について協議します。
- ・実施時期は、概ね8～9月とします。

【参考：現地立会点検の様子】



④対策の実施

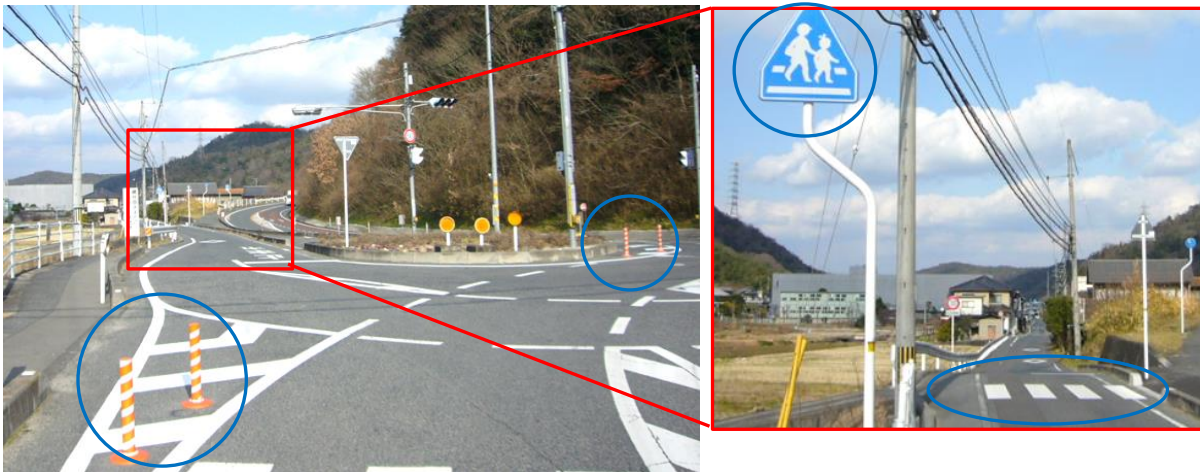
推進会議や現地立会点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに横断歩道や路側帯設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等、対象箇所に応じて具体的な対策を検討します。

対策の実施にあたっては、関係者間で連携を図りながら円滑に進むようにします。

【参考：対策前】



【参考：対策後】



⑤対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施箇所について、期待した効果が上がっているか、また、児童生徒等が安全になったかなどについて、学校園等への聞き取りを実施することにより対策効果を把握します。

⑥対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(3) 対策箇所の公表

危険・要注意箇所やその状況、対策内容、対策状況については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所一覧表」を作成し、教育委員会保健体育課、子ども未来部保育・幼稚園課、子育て支援課HPに公表します。